

国土政策

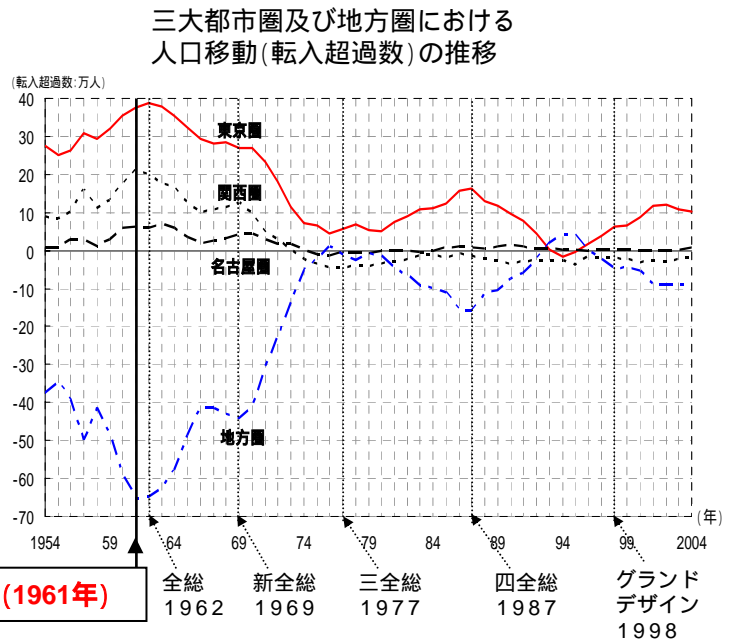
- 国土計画のあり方 -

施策の効果等

これまでの国土計画とその成果

昭和37年の第1次**全国総合開発計画**以来、5次にわたり全総計画を策定

- ・大都市圏への人口流入傾向の収束
- ・地域間の所得格差の縮小
- ・全国的な交通ネットワークの整備
- ・都市における通勤混雑等の緩和
- ・地方圏における生活環境の改善

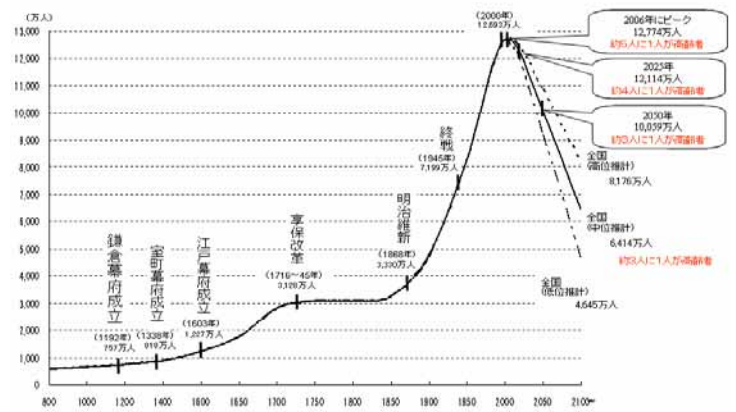


国土・社会経済情勢の変化

国土、社会経済情勢の現状及び国土政策の課題

- ・急激な人口減少・高齢化及び地域社会の維持が困難な地域の増大
- ・国境を越えた地域間競争と国際交流・連携の拡大
- ・環境問題の顕在化と美しい国土の実現の必要性
- ・頻発・切迫する大規模地震や風水害等
- ・地域の自主性の増大と厳しい財政制約

我が国の人口の長期的推移



頻発する災害



人口減少下の成熟社会にふさわしい
国土の質的向上を図る国土計画
が必要

国土計画制度上の主な課題

我が国の国土政策の根幹を定める国土総合開発計画の根拠法である国土総合開発法は、昭和25年制定当時の社会経済情勢を背景に、開発を基調とした量的拡大を指向したものとなっている。

地方分権や国内外の連携に的確に対応しつつ、国土の質的向上を図り、国民生活の安全・安心・安定の実現を目指す成熟社会にふさわしい国土のビジョンを提示する上で、**計画制度を抜本的に見直すことが必要**。

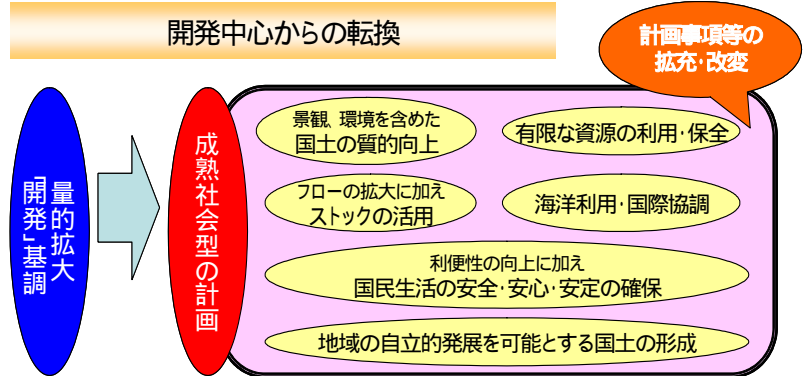
これまで計画の策定にあたっては、現行計画の点検や、都道府県等の意見を聴くなど広範な意見の聴取を行ってきたが、制度としては位置づけられていなかった。

計画の策定過程における関係主体からの**意見聴取や計画評価**に関して、**制度面の整備が必要**。

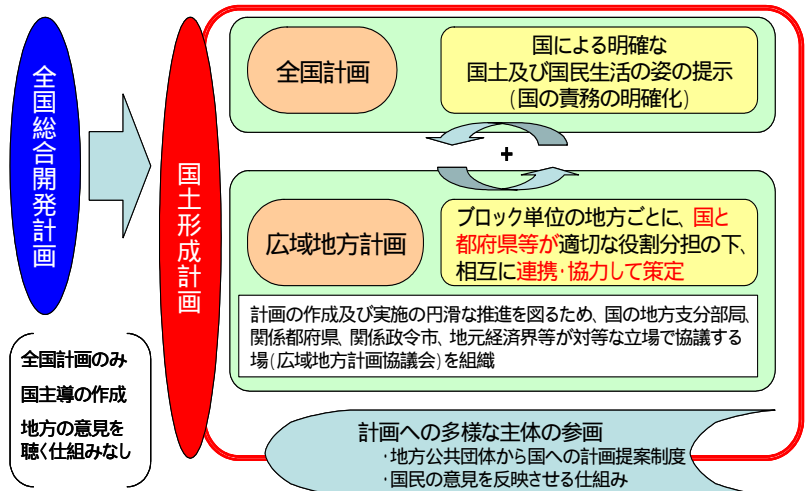
国土総合開発法の国土形成計画法への改正

社会経済情勢の変化に適切に対応するため、国土総合開発計画について、名称を国土形成計画法に改め、計画事項の拡充、都道府県等による提案制度、広域地方計画の創設等を行った。

開発中心からの転換



国と地方の協働によるビジョンづくり



全国計画のみ
国主導の作成
地方の意見を
聴く仕組みなし

全国計画の政策評価
・国土形成計画法では、全国計画の作成又は変更後、一定期間(2年以上)経過したときは、国土交通大臣は政策評価(政策レビュー)を必ず行わなければならないこととしている。

今後の対応方針

国土形成計画の策定

国土形成計画全国計画を19年中頃までに策定する予定

現在、国土審議会において検討が進められているところ